



出生届を出された方へ
ご出産おめでとうございます



出生届が済んだら次の手続きを忘れずに・・・
(住民生活課・健康福祉課の窓口でできます)



国民健康保険加入手続き（社会保険の方は勤務先で手続きをしてください）

印鑑と現在持っておられる保険証と世帯主の個人番号カードまたは通知カードを持って住民生活課・健康福祉課で申請



乳幼児医療助成の申請

国民健康保険加入者の場合・・・出生届後、住民生活課・健康福祉課で申請・発行
社会保険等加入者の場合・・・扶養親族に認定され、新しい保険証ができましたら、

その保険証と印鑑を持って住民生活課・健康福祉課へお越しく下さい。

※父母（両方またはどちらか）が、1月2日以降転入の方・他市町で課税されている方は、所得課税証明書が必要です。



児童手当の申請

第1子の方は、認定請求書と印鑑・受給者名義の通帳・受給者の保険証・受給者及び配偶者の個人番号カードまたは通知カードが必要です。

第2子以降の方は、額改定認定請求書と印鑑が必要です。

※公務員の方は勤務先で請求してください。



- ・母子手帳の出生連絡票を提出してください。保健師が新生児訪問に伺います。
- ・第3子以降を出産された方には、「子どもを健やかに生み育てる支援金」支給制度があります。詳しくは住民生活課へお問い合わせください。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）を御持参ください。



問 い 合 わ せ 先 : 役 場 本庁舎 住民生活課 (Tel 3 4 - 0 9 6 2)
支庁舎 健康福祉課 (Tel 3 2 - 2 4 2 1)